

# パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者等が利用できる行政サービス一覧

R6.4.1現在

## ◇宣誓時に利用できるサービス

制度・サービス	手続方法	要件	担当課
◇埼玉西武ライオンズフレンドリーシティ野球観戦招待抽選チラシの配付			
婚姻届を提出された方と同様に、お祝いとして埼玉西武ライオンズ主催試合の野球観戦招待抽選チラシを配付。	—	宣誓	企画課
◇急須・一煎パックのプレゼント			
婚姻届を提出された方と同様に、お祝いとして急須・一煎パックをプレゼント。	—	宣誓	農業振興課

## ◇宣誓後等に利用できるサービス

制度・サービス	手続方法	要件	担当課
◇結婚支援活動に関する協力協定に基づくサービス			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻時のPleats.Iフォトブース等での記念撮影、ランチ半額のサービス</li> <li>・Pleats.Iでの挙式者に対する市長メッセージ送付</li> <li>・Pleats.I利用者が西洋館で写真撮影する場合、使用料を減額</li> <li>・Pleats.Iによる市民限定プランの提供</li> </ul>	宣誓書受領カードをPleats.Iに提示	宣誓	企画課
◇市営住宅入居			
宣誓者を、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む者)として入居申し込みができる。	入居申込時に他の添付書類に合わせて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書の写しを添付	宣誓	都市計画課
◇税証明書等交付			
宣誓者が同一世帯の方の税証明書等を委任状無しで交付申請できる。	交付申請時に本人確認書類とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードを提示	宣誓 + 同一世帯	市民税課 資産税課 収税課
◇給与・年金等の差押禁止額を計算する際の基礎となる人数			
滞納者が給与・年金等を差押される際に、最低限の生活を保障するため、滞納者と生計を一にしている宣誓者がいる場合は基礎控除を受けられる。	滞納者からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書の写しを提出(郵送可)	宣誓 + 同一世帯	収税課
◇障害に関する各種助成・手当・支援・給付・サービスの代理手続き			
障害者本人による申請が難しい場合、本人に代わって各種手続きができる。 制度の中には、同一世帯の所得や課税状況、同一住所の所得による支給判断あり。	事前に要相談 (該当するサービスにより必要書類や基準が異なる)	その他 (障害者手帳等の持参)	障害者支援課

詳しくは担当課にお問い合わせください。

## 【参考】埼玉県の取組

◇パパ・ママ応援ショップ優待カード ※ファミリーシップ宣誓対象者等未成年の子がいる方			
協賛店で「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示することにより、商品の割引やポイント優遇などのサービスが受けられる。	スマートフォンアプリをダウンロードし、児童の情報を入力またはこども支援課等の窓口でカードを受け取る。	その他 (県内在住の児童とその家族)	県少子政策課
◇県営住宅入居			
県営住宅等の入居者資格の対象に同性パートナーも含まれる。ただし、他の入居資格がある。	詳しくは埼玉県住宅供給公社ホームページをご覧ください。	その他 (県内在住他要件あり)	県住宅課